

岐阜県地域循環共生圏促進事業の概要

第1 事業の内容

各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と地域資源を補完し支え合い、より広域的なネットワークを構築していく「地域循環共生圏」の創造を促進するため、その仕組みづくりを支援するため、岐阜県地域循環共生圏促進事業(以下「事業」という。)を実施することとし、事業の実施者を以下のとおり募集する。

第2 対象となる事業等

- 1 対象となる事業は以下のとおりとする。
 - (1) 地域循環共生圏構想を知り、広めるための事業(先進地視察、シンポジウム開催など)
 - (2) 地域循環共生圏に関わる主体(市町村、企業、団体等)を増やしネットワークを構築するための事業(セミナー開催、広報活動など)
 - (3) 地域循環共生圏について戦略を立てるための事業(事業計画等の作成、地域の魅力を掘り起こす事業など)
- 2 前項の事業は、毎年度の3月10日までに完了することができるものに限る。
- 3 地域循環共生圏を実践する(または、実践する予定の)地域や団体等として、Platform Clover への登録を目指す事業であること。

第3 補助対象となる事業分野及び補助率

補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助率等は下記のとおりとする。

補助対象経費	補助率等
報償費、旅費、需用費、 委託料、使用料及び賃借料、 特に必要と認められる経費	1 事業あたり補助対象経費の10分の10以内の額 ただし、1 事業あたり300千円を下限、1,000千円を上限とする <u>※予算の範囲内での採択となるため、採択額は要望額から減額 となる場合があります。</u>

第4 事業実施の条件

- 1 事業の実施場所は、原則、県内とする。ただし、森・里・川・海の流域一体での環境保全活動など県外の上下流域と連携した活動が必要となる場合は、この限りでない。
- 2 事業の実施に当たっては、参加者等の安全対策に万全を期すものとする。

第5 事業主体

事業主体は「市町村、団体又は法人」（以下「事業主体」という。）とする。「団体、法人」は、次のいずれかの法人又は団体とする。なお、第6の事業の応募の時点では設立見込みも可とする。

(1) 県内に事務所又は事業所を有する法人であって、次の要件をすべて具備しているもの。

- ①自主的、組織的な活動で事業を完遂できること。
- ②事業の趣旨・目的を十分に理解し、そのPRや普及活動に積極的に取り組むことができること。
- ③補助金の使途に係る条件遵守が確実であること。
- ④宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- ⑤特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
- ⑦実施事業の公表に異議がないこと。
- ⑧その他、本事業の適正な実施が認められること。

(2) 県内に活動の本拠を置く3名以上で構成する団体であって、規約その他の規程を有し、次の要件をすべて具備しているもの。

- ①前号の①から⑧までの要件をすべて満たすこと。
- ②団体の代表者、役員、構成員、事務局、代表者の代表権の範囲が定められていること。
- ③団体の意思決定方法が定められていること。
- ④団体の事務及び会計処理の方法が定められていること。

第6 事業の応募

1 事業の応募は、岐阜県地域循環共生圏促進事業実施要領(以下「要領」という。)第6に定める応募申請書に、事業計画書を添付(以下「応募申請書等」という。)して行う。ただし、書類は、日本工業規格A4縦型(一部A3版資料折込使用可)とし、応募申請書等で使用する言語は日本語、通貨は円とする。

(1)応募申請書(様式第1号)

(2)活動計画書(様式第2号)

(3)その他説明資料等

2 応募申請書等は、郵送、持参又は電子メールの方法により、岐阜県廃棄物対策課に提出する。

第7 応募受付期間

令和6年6月7日(金)まで

第8 問い合わせ先

岐阜県 環境生活部廃棄物対策課 一般廃棄物係

電話：058-272-1111(内線2966)

メール：c11225@pref.gifu.lg.jp

(受付は閉庁日を除く8時30分から17時15分まで)

第9 応募に際しての注意事項

1 失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効となります。

(1)受付期限を過ぎて応募申請書等が提出された場合

(2)応募申請書等に虚偽の内容を記載した場合

(3)審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(4)本要領に違反すると認められる場合

(5)その他、応募に関して担当者の指示に従わなかった場合

2 複数応募の禁止

同一団体から複数の事業の応募はできません。ただし、県の同意がある場合についてはこの限りではありません。

3 応募申請書等の変更の禁止

提出期限後の応募申請書等の変更、差し替え又は再提出は認めません。ただし、軽微なものは除きます。

- 4 書類の返却
応募申請書等は、原則返却しません。
- 5 費用負担
応募申請書等の作成及び提出等に要する経費は、すべて応募者の負担とします。
- 6 その他
 - (1) 応募申請書等の提出をもって、応募者が募集要領の記載内容に同意したものとみなします。
 - (2) 提出された応募申請書等は、岐阜県情報公開条例(平成12年条例第56号)に基づく情報公開請求の対象となります。
 - (3) 応募申請書等の提出後に応募を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を岐阜県廃棄物対策課に提出してください。

第10 応募申請書等の審査

- 1 応募者に対し、事業内容のヒアリングを実施する。
- 2 応募申請書等の審査し、予算の範囲内において事業の実施が適当であると認めた場合は、その結果を選考結果通知書(様式第3号)により通知する。

第11 留意事項

- 1 本事業の予算について
本事業は森林・環境税を財源としており、実施する事業も森林・環境税の趣旨に沿った内容とすること。
- 2 業務の一括委託の禁止
事業者は、事業の全てを一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない
- 3 個人情報の保護
事業者は、本事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。
- 4 守秘義務
事業者は、本事業を行うに当たり、事業上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、事業終了後も同様とする。
- 5 採択後の手続き
応募事業が採択を受けた場合、事業実施までに、補助金交付申請書の提出、補助金交付の決定の手続を行うこと
※採択後の手続きの流れ：採択通知⇒交付申請⇒交付決定⇒事業実施(着手)
- 6 土地所有者等の同意
交付申請にあたっては、原則、土地所有者等の同意を得ていることを確認できる書面の添付が必要となるため、事前調整を進めること。